

保存用資料

契約書を「公正証書」にする意味とは

公正証書とは、公証人が関係当事者の依頼を受けて法律行為その他私権(対語:公権)に関する事実について作成する証書のことです。

公正証書を作成する意義のひとつに証拠力への期待があります。

私文書にも証拠力はありますが、一方の当事者の細工による契約内容の改ざんの危険がありますし、裁判の際に相手が契約内容を否認することも考えられます。

ところが公正証書は公文書としての扱いを受け、確定日付を付与されたそれは裁判の際に完全な証拠力を認められます。

また公正証書には、私文書に無い一定の金銭支払い約束の執行力があります。

契約書で支払いの約束を取り交わしていたとしても、それが公正証書でなく相手が任意に(自分の意思で)支払わない場合は、相手の財産を強制的に差し押さえることができません。たとえ裁判を起こしても、勝訴の判決があっても初めて相手の財産を差し押さえ、競売(強制競売)することができるのです。

金銭消費貸借契約書を作成する時に、相手と執行認諾約款を取り決めて公正証書にしておけば、相手の財産に対して直ちに強制執行ができます。

これが公正証書のもつ執行力です。

公正証書を作成する場合は公証人が内容のチェックをします。また未成年者、当事者(契約者)には、戸籍謄本、印鑑証明書、パスポート等の判断資料の提出が必要になりますので、契約を安全に行うことができます。

作成された公正証書の原本は公証役場において保管され、原本に基づいて作成された正本または謄本が交付されます。

公正証書作成のための必要書類

個人		法人	
本人出頭の場合	代理人の場合	代表者出頭の場合	代理人の場合
①本人の印鑑証明書 ②本人の実印	①代理人に対する委任状 ②本人の印鑑証明書 ③代理人の印鑑証明書 ④代理人の実印	①代表者の資格証明書 ②法人の印鑑証明書 ③法人の実印	①代理人に対する委任状 ②代表者の資格証明書 ③法人の印鑑証明書 ③代理人の印鑑証明書 ④代理人の実印

(注1) 出頭者が公証人と面識がある場合は、出頭者の印鑑証明は不要。

(注2) 印鑑証明書、資格証明書は、発行後6ヶ月以内のものに限られる。

編集 後記

Agora岐阜では [毎週土曜日 10時] より無料相談会を開催しています。
不動産の事に限らず、できる範囲で調べてお答えしています。是非ご利用ください。
担当者 [名和:090-3580-5844] [後藤:090-9194-6972] <http://www.agora-gifu.com/>